

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私が A 市役所の B 出張所で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間で 1 回のみであり、申立人は、申立期間の前後も、約 20 年間にわたり国民年金に任意加入しており、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、居住していた A 市では、B 出張所で納付していたことを鮮明に記憶しているところ、同市役所は「昭和 36 年 4 月 1 日から 51 年 6 月まで、B 出張所で国民年金保険料の収納事務も取り扱っていた。」と回答しており、申立人の主張に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年11月まで
社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私が二十歳になった際、A市役所から国民年金の納付書が送付されてきたので、母が金融機関の窓口で納付してくれていたはずである。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成4年8月27日に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間のうち、元年12月から2年6月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じてA市以外に住所の異動が無いことから、申立期間当時、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母は、申立人及びその妹の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿上、申立人の妹の同手帳記号番号は、平成元年10月に払い出されているとともに、申立期間後に当たる平成2年度及び3年度における申立人及びその妹の保険料の納付年月日を見ると一致していない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成2年12月から5年1月までの国民年金保険料については5年1月11日に納付され、申立期間の終期にあたる2年11月分の保険料は時効のため納付できないとして還付

されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は、A市の会社を退職後、B市内の実家に帰省し、B市役所で住民異動の手続をした際に国民年金と国民健康保険と一緒に加入した記憶がある。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月にA市の会社を退職しB市に帰省した際、同市役所で国民年金と国民健康保険と一緒に加入した記憶があるとしているが、国民年金に係る年金手帳を所持した記憶が無い上、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法については記憶が定かでないとしていることから、国民年金保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、オンライン記録上、申立人の年金加入記録は、厚生年金保険のみである上、B市役所では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いとしており、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 10 月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間の保険料は、私の夫が納付したはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したはずと主張しているが、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、夫から聴取しても申立期間当時の記憶が定かではなく、申立てを確認できる供述が得られないことから、加入時期及び保険料の納付金額は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成 4 年 12 月 3 日に社会保険事務所(当時)から A 市に払い出されていることが確認できることから、申立人は当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて、A 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していることが分かった。

申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与と相違しており、低額の標準報酬月額とされていることに納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険離職証明書に記載された賃金支払額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額の 11 万円と一致している。

また、オンライン記録上、申立人が、申立期間当時、当該事業所に一緒に勤務したことが確認できる者 10 人に対し、申立人の給与の記録について照会し、6 人から回答を得たが、申立人の給与について当時の状況を確認できる供述は得られなかったほか、このうち 1 人は、自身の当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額は正しかった旨供述している。

さらに、事業主は、申立人の給与について、「当時の担当者は既に退職しており、現在では当時の状況を知る者がおらず不明であり、資料等も一切残されていない。」旨回答しており、申立人の申立期間における標準報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（給与明細書、賃金台帳等）は無く、申立人の当該事業所におけるオンライン記録上の標準報酬月額が申立人の主張している標準報酬月額と相違していることをうかがわ

せる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 12 日から 48 年 3 月 23 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できない旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務していた。給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されており、その健康保険を使って医療機関を受診した記憶もあるので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している者二人に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会し回答を得たが、「申立期間当時、当該事業所に勤務していた。厚生年金保険には、昭和 63 年から全員加入している。」旨供述しているとともに、両者共に、申立期間当時は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 15 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に亡くなっている上、その妹に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入して

いたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 985 (事案 914 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から33年7月1日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、その後、昭和29年11月分の給与明細書が見付かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和46年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在が不明なことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる供述等は得られないこと、ii) 上記被保険者名簿上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった19年6月1日から27年12月1日(当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を最初に取得した者の資格取得年月日)までの間に、同資格を取得している者がいない上、同日以降に同資格を取得している者10人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、2人から回答を得たが、いずれも申立期間の大部分の期間について当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られないこと、iii) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、既に死亡し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる供述等は得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人から、保険料納付を示す資料として新たに提出された給与

明細書（「昭和 29 年 11 月分精算書」）をみると、当該明細書に、健康保険料と厚生年金保険料の控除の記載はあるが、当該控除額は、オンライン記録における申立人の 42 年 10 月改定の標準報酬月額に当時の料率を乗じて得た健康保険料及び厚生年金保険料の控除額と一致する。

また、当該明細書に記載されている金額（2 万 6,716 円）は、当月分の給与支給額と推認される所、当該金額は、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、昭和 29 年 10 月に決定された同僚の標準報酬月額（8,000 円から 1 万 2,000 円）又は、33 年 7 月 1 日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に決定された申立人に係る標準報酬月額（1 万円）と比較し、かなり高額となっているなど不自然な点がみられ、当該明細書を 29 年 11 月のものであると裏付けることができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。